

令和 8 年度第1回特定調達品目検討会 委員意見要旨

日時：令和8年8月3日（月） 16時～18時

出席委員：奥委員、小根山委員、加用委員、醍醐委員、鶴田委員、畑野委員、根村委員、平尾委員（座長）、藤井委員、藤崎委員

欠席委員：梅田委員、藤田委員 （五十音順）

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
1	令和8年度の検討方針等	資料 1	2段階の判断の基準の考え方	4ページの図について、「従来の調達」が環境負荷低減を考慮しないことを前提としているように見える。特定調達品目以外のものでも環境配慮ができる場合は、環境に配慮するのが当然であり、やむを得ずそれができない場合がその下の従来の調達であるという見せ方にした方が適切である。	「従来の調達」という表現は、法施行から長期間が経過した現在の実態にそぐわず、2000年以前の調達を想起させるため、表現を見直したい。
2	令和8年度の検討方針等	資料 1	重点検討事項②、③	重点検討事項②分野横断的な判断の基準等の設定に係る検討、③資源有効利用促進法に基づく認定資源有効利用・脱炭素化促進製品に係る検討について、検討会において具体的な製品レベルまで検討するのかが不明確である。リユース製品や認定資源有効利用・脱炭素化促進製品についても推奨対象となる製品の範囲が明確ではなく、グリーン購入法の検討会における検討対象と範囲について説明をお願いしたい。	資源有効利用促進法については、新法の施行を踏まえ、別途懇談会等の場で具体的な検討を進める予定である。本検討会では、リユース推進に向けた課題や方向性を整理するとともに、シェアリング、リユース、リマニュファクチャリング等の概念整理を進めていくことを考えている。
3	令和8年度の検討方針等	資料 1	重点検討事項①	脱炭素、循環型社会及び自然共生社会の推進に当たっては、施策間のトレードオフが生じる可能性があるため、どのような考え方で優先順位を付けるのかを明確にすると採用しやすくなる。また、一時的に環境負荷が増加する場合でも、長期的な視点で評価する考え方を示すことが重要であり、その点について懇談会等の場で検討することが望ましい。	資源の有効利用、温室効果ガス削減及びネイチャーポジティブの推進にはトレードオフが生じる場合があるため、本検討会において整理・議論していく必要がある。
4	令和8年度の検討方針等	資料 1	重点検討事項②	カーボンフットプリントについては、まず配慮事項として導入し、その後、基準値1又は基準値2への位置付けを検討していく考えで進められているが、業界団体での取組が進展していることを踏まえ、判断の基準への反映に向けて戦略的に進めていく計画はあるか。基準値2では取組が見えにくい側面があるため、基準値1において先進的な取組を評価・促進する仕組みとして開始し、段階的に対象を拡大していけるとよい。	カーボンフットプリントについては、体制が整った品目から順次導入しているのが実態であり、一律に適用範囲を拡大することは容易ではない。一方で、従来と比べてカーボンフットプリントを判断の基準や配慮事項に取り入れることが一般的になりつつあることから、今後は個別品目の検討においてこれまでとは異なる議論が必要になる。
5	令和8年度の検討方針等	資料 1	地方公共団体におけるグリーン購入の裾野の拡大に向けた対応	地方公共団体が独自に判断の基準を設けている品目の中には、国の特定調達品目として位置付けられるものがあると考えられるため、情報収集・整理及び提供にとどまらず、国の基準への反映可能性についても具体的に検討すべきである。また、取組が十分に進んでいない小規模な地方公共団体への支援に当たっては、都道府県を通じた働きかけに加え、広域連合や地方公共団体間連携の活用など、基礎自治体同士の連携を促進する視点も必要である。	地方公共団体の先進的な取組やニーズを把握し、国の特定調達品目への反映可能性を検討していきたい。また、取組状況の可視化による意識啓発に加え、都道府県による支援だけでなく、共同購入や情報共有など地方公共団体間の連携も活用しながら、重層的に取組を推進していきたい。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
6	令和8年度の 検討方針等	資料 1	地方公共団体に おけるグリーン 購入の裾野の拡 大に向けた対応	地方公共団体の独自品目については、品目の紹介にとどまらず、どのような地域課題や資源循環のニーズを背景として設定されたのかを分析・共有することで、他地域への展開につながる可能性がある。また、国の基準への反映を検討することは有効である一方、地域特性を踏まえて地方独自で取り組む方が適切な品目もあるため、地方公共団体から国の基準に引き上げるべき品目の提案を募る仕組みも有効である。	地域ごとの特性や課題、さらには地方公共団体が独自に取り組む背景や目的を十分に踏まえながら、地方公共団体にとってのメリットや成功実感につながる形で取組を展開し、その知見や事例を共有することで、将来的な国の基準への展開・引上げについても検討していきたい。
7	令和8年度の 検討方針等	資料 1	地方公共団体に おけるグリーン 購入の裾野の拡 大に向けた対応	市町村において取組が進まない要因について、都道府県を介した働きかけも含め、実態や課題を把握するためのヒアリングを実施しているのか確認したい。	地方公共団体での取組状況や課題把握のために、近年では毎年地方公共団体に対してアンケート調査を行っており、市町村において取組が進まない主な要因は人員不足によるキャパシティ不足であることが分かっている。そのため、負担を極力軽減し、少ない人員でも取り組める環境整備を進めている。また、担当者の異動等による停滞を防ぐため、都道府県を通じた働きかけやルーティン化を推進している。あわせて、地方公共団体向けグリーン購入ガイドラインの改定や情報提供の充実により取組のハードルを下げるとともに、地産地消など地方公共団体にとってのメリットを示しながら取組の拡大を図っていく。
8	令和8年度の 検討方針等	資料 1	地方公共団体に おけるグリーン 購入の裾野の拡 大に向けた対応	取組の方向性については理解したが、情報提供のみでは根本的な支援にならないのではないか。	方針の策定に加え、実績集計に係る事務負担の軽減が課題となっていることから、実績集計などの事務負担をいかに軽減できるかも重要であると認識している。政府内で進められているデジタル化の取組との連携も含めて検討を進め、地方公共団体の負担軽減を図っていく考えである。
9	令和8年度の 検討方針等	資料 1	地方公共団体に おけるグリーン 購入の裾野の拡 大に向けた対応	実際の調達現場において判断の基準が仕様書にどのように反映されているのかが見えにくく、地方公共団体も記載内容に悩んでいる可能性がある。また、事業者にとっても地方公共団体から求められる要件を認識しにくい状況が考えられるため、地方公共団体の仕様書の実態を把握し、具体的な記載事例を収集・共有することが重要である。	仕様書については地方公共団体から様々な事例の提供を受けており、改定したガイドラインにおいても一定の記載例を示している。一方で、誰もが容易に活用できる状況には至っておらず、普及が課題であるため、7月末に改定したガイドラインの周知・説明を今後しっかり進めていく。
10	令和8年度の 検討方針等	資料 1	地方公共団体に おけるグリーン 購入の裾野の拡 大に向けた対応	グリーン購入の取組を地方公共団体に広げるためには、担当者レベルだけでなく首長の関心を喚起することも重要である。そのため、優良事例を表彰する制度やシンポジウムの開催等を通じて取組を見える化し、首長による主体的な取組を促す工夫が必要である。また、小規模団体のキャパシティ不足を踏まえ、同規模団体間で取組状況を比較できるような見える化を行うことも有効ではないか。	取組への動機づけやきっかけとしては、上からの働きかけだけでなく、周囲との比較も有効であり、特に同様の地方公共団体との比較は効果が期待できる。また、グリーン購入大賞のような仕組みもあるが、優れた取組を行っている地方公共団体を積極的にクローズアップすることが、地方公共団体の取組を促すことにもつながると認識しており、いただいた意見を踏まえて対応したい。
11	見直し品目 等に係る検 討方針等 (案)	資料 2	見直し対象品目 等	個別品目の見直しに当たっては、物品と役務を切り離して検討するのではなく、メンテナンスによる長寿命化やリサイクル、廃棄、再生産まで含めたライフサイクル全体の視点が重要である。そのため、役務の見直しを行う際には関連する調達物品も併せて検討するなど、品目間のつながりを踏まえた見直しを行うべきである。	関連する品目は同時期に検討するよう整理しているが、品目間の関係性やライフサイクル全体の視点を踏まえ、見直しに抜けや漏れが生じないように留意しながら、関連する品目を併せて検討していく。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
12	見直し品目等に係る検討方針等（案）	資料2	見直し対象品目等	品目間のつながりについては考慮されているものの、名称や分類上は異なっても、役務と調達物品の間などに実質的な関連性が存在する場合がある。そのため、類似性だけでなく分野横断的な視点からも確認を行い、関連する事項を一体的に検討することが重要である。	物品と役務は必ずしも対応関係が明確ではないものも多いため、どのような類型で整理することが適切か検討する必要がある。例えば、ペットボトルや洗剤のように、役務には関連するものの物品としては調達対象となっていない事例もあることから、分野横断的な観点を含めて整理・検討を進めていく。
13	見直し品目等に係る検討方針等（案）	資料2	見直し対象品目等	新規品目や基準内容の検討については、参考資料2及び参考資料3を参照しながら進めていくとの理解でよいか確認したい。また、資料2で示されているJIS規格の活用については、品質確保の観点では有効である一方、グリーン購入法の基準へ直接反映することには課題もあるように思われるため、現時点での位置付けや今後の方向性について説明いただきたい。	個別品目の検討は、資料2に示した基本的な考え方に基づいて進めるものであり、あわせて、その考え方自体が現在の状況に照らして適切であるかについても点検していく。資料等の基本的な考え方に基づき毎年度点検・検討を行っているところ、JIS規格の公共調達への活用は政府方針であり、グリーン購入法の対象に直結するものではないものの、環境配慮に資する基準や評価方法として活用可能なものは積極的に取り入れていきたい。
14	見直し品目等に係る検討方針等（案）	資料2	見直し対象品目等	2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、バックキャストの観点をより意識した基準設定が重要であり、判断の基準への直接的な反映は難しい場合でも、基準値が将来目標から導かれたものであることを示せるよう検討すべきである。また、資料2のペロブスカイト太陽電池については、既存の太陽光発電システムの基準との関係を含め、どのような考え方で見直しを進めるのか確認したい。	循環に関する各種目標も念頭に置きながら、現時点で求められる水準を踏まえて個別品目の検討を進める必要がある。また、ペロブスカイト太陽電池については省内から提案を受けた段階であり、既存の記載内容で十分か、追加的な記載が必要かを含めて今後検討するとともに、専門的な見地からの意見もいただきたい。
15	令和8年度の提案募集について	資料3	提案内容について	制服・作業服等の靴について、現行では皮革製品は対象となっていないと認識しているが、今回の提案では皮革が追加されている。国等における皮革製品の調達量は限定的であると考えられるため、安全靴に限らず対象範囲を拡大することを想定しているのか。皮革製品については、なめし工程において化学薬品を使用し排水処理等の環境負荷が生じるため、環境配慮の観点から一定の検討が必要である。エコマークにおいても関連する基準が設けられていることから、基準設定を検討する際の参考になる。	制服・作業服等の靴における皮革の追加については、現在その必要性や対象範囲を含めて確認を進めている。国の調達では、災害対応などの現場作業において、つま先に安全金具を組み込んだ安全靴が使用される可能性があるため、実際の調達状況を調査した上で検討していく考えである。
16	令和8年度の提案募集について	資料3	提案内容について	SAFの検討に当たっては、マスバランス方式やブックアンドクレーム方式の取扱いについて、最新のISO 14021の内容も踏まえて整理する必要がある。特に、ISO 14021ではリサイクルコンテンツへのブックアンドクレーム方式の適用が認められていない一方、再生可能燃料については認められる場合があるため、制度設計に当たっては当該規格との整合性を確認すべきである。	マスバランス方式やブックアンドクレーム方式については、様々な分野で活用が広がりつつある一方、関連する規格や制度も変化している状況にある。そのため、グリーン購入法における位置付けについては、最新の規格動向や各分野での取扱いを踏まえながら、引き続き検討していく。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
17	令和8年度の提案募集について	資料3	提案内容について	飲料水容器のマスバランス方式の検討に当たっては、ケミカルリサイクルを過度に強調せず、マテリアルリサイクルやボトルtoボトルリサイクルを優先する考え方も踏まえ、その役割や位置付けを慎重に整理する必要がある。また、資源の流出を招く可能性も考慮し、リサイクル全体の中での優先順位を明確にした上で記載すべきである。	環境負荷低減効果や市場動向等を踏まえてリサイクル方法の優先順位について引き続き検討していく。また、リサイクル材、バイオマス材、CO ₂ 由来原料など多様な手法が広がる中で、マスバランス方式の取扱いについては個別品目ごとに散発的に導入するのではなく、共通の考え方や評価の軸を整理した上で検討する必要があると認識している。現在の技術動向や制度の状況を踏まえながら、グリーン購入法全体の中での位置付けを議論していく。
18	令和8年度の提案募集について	資料3	提案内容について	SAFを環境配慮型燃料として位置付ける場合は、マテリアル利用可能な資源まで燃料化を促進してしまわないよう、原料の範囲やマテリアル利用との優先順位を踏まえて慎重に検討すべきではないか。	SAFの原料や対象範囲は今後の検討事項であり、ICAOのSAFの考え方や提案内容（廃食用油・バイオエタノール等）を踏まえつつ、製造方法も含めて議論した結果、基準化が困難との結論になる可能性もある。慎重に議論したい。
19	令和8年度の提案募集について	資料3	提案内容について	新規追加品目における基準値1の提案について、基準値2との関係や制度上の位置付けがどのようなになっているのか確認したい。資料1では、基準値1は先端的な環境物品の初期需要創出を目的とするものとされているが、今回の提案が基準値1のみとなっているのは制度的な考え方の変更を伴うものなのか、それとも実際の検討段階では基準値2を基本に設定した上で、より高い水準として基準値1を設けることを想定しているのか。	基準値1は本来、基準値2を満たすことを前提に、その上位に位置付ける仕組みであり、基準値1のみを設けることは制度上想定していない。一方で、今回提案された内容については、基準値1として位置付けることが適切か、基準値2をどのように設定するかも含めて検討していく必要がある。現行制度を前提としつつも、その在り方自体について見直すべき点がないかを含め、実務上の運用も踏まえて検討していく。
20	令和8年度の提案募集について	資料3	提案内容について	二酸化炭素由来の合成繊維については、調達の難しさはあるものの、カーボンニュートラルの実現に向けてはCO ₂ を原料とした化学品の活用を進める必要がある。ケミカルリサイクルには炭素吸収率の制約もあることから、将来的にはCO ₂ 由来原料による製品の需要創出を図る視点が重要である。また、調達目標や導入時期の目安を示すことで、事業者の技術開発や製品設計を後押しできる可能性があるため、中長期的な方向性を示すことも検討すべきである。	二酸化炭素由来の合成繊維については、基準値1又は基準値2への位置付けを検討するに当たり、供給量や製品化の状況、製造方法、実用上の課題等を十分に確認した上で議論する必要がある。一方で、バックキャストの観点からは、新たな技術や環境性能の高い製品を後押しすることも重要であり、従来のように全国的な供給体制が整っていないことのみを理由に対象外とするのではなく、制度への取り込み方を含めて検討していく。